

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第866回）  
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和2年6月10日  
原子力規制庁  
新基準適合性審査チーム

【火災防護】

- 特になし

【津波への配慮】

- 衝突荷重の算定における一連のプロセスの中で、基準津波の押し波や引き波が長時間繰り返し襲来する状況、評価対象物が海水貯留堰である等の柏崎の特異性を踏まえ、選定時刻等の前提条件、衝突物選定の網羅性、抽出された衝突物の初期配置を踏まえた衝突荷重の算定式の適用性等を明確化し、代表性及び保守性を有した衝突荷重の算定となっていることを説明すること。また、衝突物の選定プロセスを踏まえ、取水口へ到達する漂流物の選定プロセスとの差異が明確になるように整理した上で説明をすること。
- 衝突物の選定について、軌跡解析の評価結果に加えて経時的な津波の流向及び流速を併せた評価結果を説明すること。また、基準津波1から基準津波3の防波堤の有無等の条件ごとに網羅的に評価結果を説明すること。
- 大湊側護岸部に停車する可能性がある車両について、津波が繰り返し遡上することにより、車両が滑動することを踏まえ、取水口への到達評価及び海水貯留堰への到達評価の結果を説明すること。また、到達する場合には、運用による防止措置又は影響評価の結果を併せて説明すること。
- 津波波力の設定について、実際には海水貯留堰に動水圧が作用することを踏まえ、越流前及び越流時の海水貯留堰に対する圧力分布を解析等で評価した上で、防波堤の耐津波設計ガイドラインを適用することの適用性及び保守性を説明すること。

【地震荷重と風荷重の組合せの影響評価】

- 特になし